○厚生労働省告示第三百五十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の二の二十三第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月七日

厚生労働大臣　加藤　勝信

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第三

番号	医療機器の名称	基準	
		日本工業規格又は国際電気標準会議が定める規格	使用目的又は効果
（略）			
八十	1　短期的使用胆管・膵管用カテーテル	T三二四三	経十二指腸的に若しくは経皮経肝的に又は開腹により胆道（胆管（肝内胆管を含む。）、胆のう及び十二指腸乳頭部をいう。）又は膵管に挿入し、排のう、排液、灌流、狭窄部位又は十二指腸乳頭の拡張、狭窄の予防、結石の破砕、把持回収、摘出、除去等の処置を行うこと。
	2　短期的使用胆管用カテーテル		
	3　胆汁ドレーン		
	4　胆管用ステントイントロデューサ		
	5　単回使用内視鏡用結石摘出鉗子		
	6　胆管拡張用カテーテル		
	7　胆道結石除去用カテーテルセット		
	8　結石摘出用バルーンカテーテル		
	9　結石破砕用鉗子		
	10　胆道用カテーテル		
（略）			

改正前

別表第三

番号	医療機器の名称	基準	
		日本工業規格又は国際電気標準会議が定める規格	使用目的又は効果
（略）			
八十	1　短期的使用胆管・膵管用カテーテル	T三二四三	経十二指腸乳頭的又は経皮経肝的に胆道（胆のう、胆のう管、胆管系）又は膵管に挿入し、排のう、排液、灌流、狭窄部位及び十二指腸乳頭の拡張、狭窄の予防、結石の破砕、把持回収、摘出、除去等の処置を行うこと。
	2　短期的使用胆管用カテーテル		
	3　胆汁ドレーン		
	4　胆管用ステントイントロデューサ		
	5　単回使用内視鏡用結石摘出鉗子		
	6　胆管拡張用カテーテル		
	7　胆道結石除去用カテーテルセット		
	8　結石摘出用バルーンカテーテル		
	9　結石破砕用鉗子		
	10　胆道用カテーテル		
（略）			

○国土交通省告示第千百四十二号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条第三項第四号の規定に基づき、進入管制区を指定する告示（昭和五十年運輸省告示第四百六十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月七日

国土交通大臣　石井　啓一